

## 雇用体制強化事業に係る事業推進委員会 設置要領

### (目的)

#### 第1条

令和7年度補正「雇用体制強化事業（推進体制整備コース）」の実施に当たり、農業分野における労働関係法制の理解促進、労働安全衛生及び農作業安全の普及啓発、労災保険等への加入促進を図るため、関係団体、専門家及び有識者の知見を結集し、事業の方向性の確認、課題整理及び進捗状況の把握等を行うことを目的として、「事業推進委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

#### 第2条

委員会は、次に掲げる事項について協議及び助言を行う。

- (1) 全国段階の取組に関する方向性の確認・課題整理
- (2) 都道府県段階の取組状況を踏まえた対応の検討
- (3) 事業の進捗及び成果の確認

### (構成)

#### 第3条

- 1 委員会の構成は、別紙のとおりとする。
- 2 委員会の運営上必要があると認めるときは、一般社団法人全国農業会議所会長は委員を追加して委嘱することができる。
- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを選任する。
- 4 委員長は委員会を代表し、議事を統括し、これを進行する。

### (委員)

#### 第4条

- 1 委員は、次に掲げる観点から事業推進に必要な助言及び協力を行う。
  - (1) 労災加入促進及び労働安全衛生・農作業安全の普及啓発等に関する専門的知見の提供
  - (2) 全国的な普及・周知に向けた取組に関する助言
  - (3) 他分野における先進的な取組及び課題の共有
  - (4) 都道府県段階の普及を促進するための実務的知見の提供
  - (5) 農業者の視点を踏まえた事業の実効性に関する助言
- 2 委員の任期は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### (委員会の運営)

#### 第5条

- 1 委員会は、必要に応じて事務局が招集する。
- 2 委員会の運営に当たり、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 委員会は、対面又はオンラインその他適切な方法により開催することができる。

### (事務局)

## 第6条

委員会の事務局は、一般社団法人全国農業会議所 経営対策部内に置く。

(設置期間)

## 第7条

委員会の設置期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(その他)

## 第8条

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

## 附則

本要領は、令和8年4月1日から施行する。

(別紙)

雇用体制強化事業に係る事業推進委員会  
委員名簿

令和8年4月現在

(順不同・敬称略)

【委員】

- ・ 一般社団法人 全国農業協同組合中央会 営農・担い手支援部 部長 臼井 稔
- ・ 全国農業青年クラブ連絡協議会 会長 前田 彩花
- ・ 株式会社フルトリエ 代表取締役 中村 美沙
- ・ 特別民間法人 中央労働災害防止協会 技術支援部 安全管理士 齋藤 秀弥
- ・ 国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構  
農業機械研究部門農作業安全研究領域 領域長 富田 宗樹
- ・ 全国農業経営支援社会保険労務士ネットワーク 会長 鈴木 泰子
- ・ 日本農業労災学会 副会長 宮永 均
- ・ 一般社団法人 全国農業会議所 専務理事 植田 智己

【オブザーバー】

- ・ 農林水産省
- ・ 厚生労働省

【事務局】

- ・ 一般社団法人 全国農業会議所 経営対策部